令和7年度 夏期における延期認定について

夏期において酷暑や残暑が厳しい場合、渇水状態にある場合など、植物全般に とって極めて生育困難な自然条件であるとして、ご希望の場合は延期認定を受ける ことができます。

対象物件

令和7年8月1日から令和7年10月15日までに 建築工事が完了する物件

完了時期

令和7年9月21日以降 令和7年11月15日までに 緑化工事を完了し、完了届を提出すること。

(ただし大規模工事でこの期間に完了できない場合はこの限りではありません)

★完了届提出後、原則 2 週間以内に本市職員により現地検査を行いますので、立ち合いをお願いします。

手続きの流れ

緑化地域制度マニュアル【①申請手続編】25ページ 参照

留意事項

- ・<u>延期認定申請後の緑化計画の変更は原則認められません。</u> 緑化計画に変更がある場合は、変更届を先に提出し、承認を受けてください。
- ・工程表を添付してください。
 - ※建築工事完了と未完了部分の緑化工事の施工時期が確認できるもの。
- ・緑化工事の未完了部分について、明確に場所を示した図面を添付してください。 ※未完了部分は赤色で記載すること。
- ・未完了部分の緑化工事について、すぐに着手可能であることが確認できる写真を添付してください。
 - ※足場等は撤去されていること。
 - ※園路・土留めを緑化面積として計上している場合は、その部分の完了が確認できること。
- ・ 当該建築物の確認済証の写しを添付してください。
- •【完了時】当該建築物の検査済証の写しなど、完了検査日が確認できる書面を添付してください。
- <参考> 冬場の植栽については、寒冷紗等を使用すれば、寒冷により植物の生育が極めて 困難であるとまではいえないため、原則、延期認定の対象にしていません。

緑化施設工事延期の場合(都市緑地法)

緑化地域制度マニュアル 2022

【①申請手続編】 25ページ 抜粋

計画・申請・変更

「(1) 通常の場合」を参照してください。 (P14参照)

建築工事

緑化施設工事

完了延期認定の対象にならない緑化施設は、工事 完了する必要があります。

緑化施設工事完了延期認定申請

申請に必要な下記の書類を提出してください。

提出部数3部(正1・副2)

- 1. 緑化施設工事完了延期認定申請書
- 2. 緑化施設概要書
- 3. 配置図・緑化施設の詳細を示す図書提出部数1部(正1)
 - 4. 確認済証(写)
 - 5. 写真・写真撮影位置図 ※完了延期認定の対象にならない緑化施設 がある場合のみ
 - 6. 工程表

建築工事完了

緑化施設工事完了延期認定通知書(写)と延期認 定申請書の副本1部を提出してください。

緑化工事(延期部分)

緑化施設工事

緑化施設工事完了

完了届に必要な書類を2部(正1・副1)提出してください。(写真は正本のみ)(P22参照)

事前相談

緑政土木局 緑地維持課

事前相談

緑化施設工事延期完了認定審査

申請書

緑化施設工事完了延期認定通知書の交付には、緑化施設工事完了延期認定申請書を受理してから、通常4日程度(土日祝日を除く)かかります。

通知書

建築審査機関

建築完了検査

緑化施設の施工が完了している部分のみ現地検査

緑政土木局 緑地維持課

緑化施設工事完了確認

原則、現地検査を行います。

緑化施設工事完了確認証明通知書の交付には、緑化施設工事完了届を受理してから、通常10日程度 (土日祝日を除く)かかります。

通知書

完了届

目次に戻る